

日車協連7-82号  
令和8年2月12日

日本自動車車体整備協同組合連合会  
会 員 各 位

日本自動車車体整備協同組合連合会  
会 長 小 倉 龍 一  
(公印省略)

### 行政書士法における注意喚起

冠省 先般、封印業務研修会にて日本行政書士会連合会講師より説明がありましたが、令和8年1月より行政書士法が改正されたところ、会員・所属員様より様々なお問い合わせをいただいております。別添のとおり日行連様からの回答をお知らせいたします。

草々

日本行政書士会連合会に確認したことを含めまとめると以下のようになります。

1. ナンバープレートの再交付: 運輸支局に提出する申請書類の作成を業として行うことは、行政書士の独占業務に該当する。
2. 封印の再封印、再交付: 優良自動車整備事業者が封印の取付委託要領に基づき行う申請書等の作成は、行政書士の独占業務には該当しない。※但し、官公署への申請書の作成は行政書士の独占業務に該当する可能性が高い。(具体的には、運輸支局等に提出する申込書の作成は行政書士の独占業務に該当する可能性が高いが、甲種封印受託者に提出をする封印受領書の作成は行政書士の独占業務に該当しない。)
3. 継続検査(車検): 指定整備事業者が保安基準適合証を作成することは問題ないが、運輸支局等でOCR用紙に記入することは、行政書士の業務範囲に該当する可能性が高い。
4. 提出代行: 行政書士が作成した書類、または本人が作成した書類を、使者として運輸支局等に提出する行為は官公署窓口の判断により可能なケースがあるが実費以上の費用を請求した場合は書類作成も含め業として請け負ったと解される場合があることに注意すべきである。

資格を持たない者が当該書類の作成を行うと行政書士法違反になり、保険案件時に行政書士に依頼せずに保険会社への書類作成の費用請求をした場合は保険金詐欺と判断される恐れがあるのでご注意ください。不明な点があれば保険会社にご確認ください。

今回の改正は、「行政書士資格を持たない事業者が報酬を得て書類作成を代行することを「いかなる名目でも違法である」と明確にする趣旨」であり、法改正によって行政書士の独占業務の範囲が拡大したわけではなく、従来からの法解釈を規定を明文化したことにより、無資格者による有償の書類作成業務をした場合の罰則を明確化するものです。

当連合会としては、注意喚起から各会員傘下所属員の皆様のリスク低減を図り、その上で自動車車体整備業界の不利益が拡大しないよう、引き続き日行連様と情報交換に努める所存です。会員におかれましては、地域の行政書士と連携した顧客サービスに努めるようお願い申し上げます。